



海老名市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、随時監査（工事・監査）の結果を別紙のとおり公表する。

令和7年12月12日

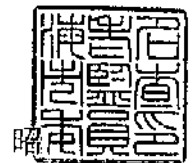
海老名市監査委員

雨宮 徳 明



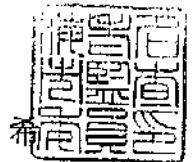
海老名市監査委員

清 水



海老名市監査委員

宇 田 川



工事監査結果報告書

1 監査の対象

工期完了時期が令和7年10月から令和8年3月までのもののうちから次の工事を監査対象とした。

- (1) 件 名 海老名市立今泉中学校屋内運動場大規模改修工事
- (2) 工事場所 海老名市上今泉1840番地

2 監査対象課

教 育 部	教育総務課
財 務 部	営 繕 課
財 務 部	契約検査課

3 工事の概要

- (1) 工 期 令和7年7月10日から令和8年2月24日まで
- (2) 契 約 金 額 199,100,000円（消費税含む）
- (3) 工事請負業者 湘南アーキテクチャ株式会社
- (4) 工事進捗状況 計画出来高 13.5% 実施出来高 13.2%（令和7年9月末時点）
- (5) 概 要 S造平屋建て 敷地面積：24,860.67㎡、
建築面積：1,247.0㎡、延べ床面積：1,186㎡
経年劣化に伴う改修及び機能向上（断熱性能・空調設置）
改修工事

4 工事監査実施日

令和7年10月9日（木）

5 監査の方法

監査委員が工事技術面の専門的知識を有する技術士とともに、関係部局職員の事情聴取を行いながら、工事関係書類及び工事現場の監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、計画、設計、積算、入札及び契約事務、施工（施行管理・安全管理・環境管理・廃棄物処理）等の検査の各段階における技術的事項について調査した結果、概ね適正に行われていた。

なお、工事現場等調査において、施工上留意すべき事項のうち軽易なものについては口頭で注意した。

7 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、今後の適正な工事施工に資するため、監査対象課に伝えた意見は次のとおりである。

本件改修工事は、文部科学省の国庫補助事業である学校施設環境改善交付金を活用しているが、交付金額の算定については、その算出過程における配分面積の算定について細心の注意を払い、実施されたい。

改修工事により、資材の搬入や廃棄物の排出に伴う車両の出入りが発生するが、学校施設であること、また災害時の避難場所であることから、工事内容等について広報誌に掲載するなど、地元住民への考慮が必要ではないかと思われる。

なお、改修工事で行われる断熱工事は、外壁内側には実施されるが天井・床については実施されていないため、冬季については、特に避難所として使用した場合の天井からの冷気、床の冷たさなどが懸念されるため、今後は、非常時に直ちに補助暖房等を適切に使用できる方策を整備しておくことが望まれる。

また、本改修工事において、バスケットゴールの取り換えを行っているが、本器具は相当の重量があることから、安全性の根拠となる強度計算書を整理し、再確認しておくことが望まれる。